

江刺保育園運営規程

江刺保育園運営規程

(施設の名称等)

第1条 社会福祉法人江刺保育園が設置する保育所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 江刺保育園

(2) 所在地 岩手県奥州市江刺区男石1丁目3番5号

(施設の目的)

第2条 江刺保育園(以下「当園」という。)は、特定教育・保育施設(以下「教育・保育」という。)の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、「人の愛され、人を愛する子ども」という保育理念に則り、当園を利用する全ての子ども(以下「利用子ども」という。)に対し、適正な教育・保育を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当園は、保育理念及び保育目標、保育方針に示された教育・保育を行い、全ての子どもが健やかに成長するための環境が等しく確保されることを目指す。

2 当園は、利用子どもの意思及び人格を尊重して、常に利用子どもの立場に立って、教育・保育を提供するよう努める。

3 当園は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市町村、小学校、他の教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う施設、他の児童福祉施設、その他の学校又は保健医療サービス、若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

4 当園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、施設職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

(提供する教育・保育の内容)

第4条 当園は、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて、教育・保育を提供する。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 当園が教育・保育を提供するに当たり、職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 施設長(園長) 1人

施設長は、特定教育・保育の質の向上、職員の資質の向上に取り組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 主任保育士(主任) 1人

主任保育士は、施設長を補佐するとともに、計画の立案や利用子どもの保護者からの育児相談、地域の子育て支援活動及び保育内容について他の職員を統括する。

(3) 保育士おおよそ19人(常勤13人、非常勤6人)

保育士は、保育計画及び保育課程の立案とその計画、課程に基づきすべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行う。

(4) 保育補助者おおよそ3人(非常勤2人)

保育補助者は、保育士の職務を助ける。

(5) 給食業務職員おおよそ3人(常勤栄養士2人、常勤調理師1人)

調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。

(6) 看護師おおよそ1人(常勤1人)

看護師は、子どもの健康管理と当園全般の衛生管理を行う。

(7) 事務職員おおよそ1人(常勤1人)

事務職員・用務員は、当園の事務を行う。

(8) 用務員おおよそ1人(非常勤1人)

用務員は、当園の雑務(環境整備等)、保育補助等を行う。

(9) 嘱託医 小児科医師1名、歯科医師1名

年2回の健康診断の実施、及び健康管理についての助言を行う。

(特定教育・保育を行う日)

第6条 当園の教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。

2 当園は、前項の規定に関わらず、以下の日は休業日とする。

(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(2) 年始休日(1月2日から1月3日)

(3) 年末休日(12月29日から12月31日)

3 当園は、前2項の規定に関わらず、教育・保育の提供を行う上で必要がある又はやむを得ない事情があるときは、あらかじめ利用子どもの保護者に情報提供を行い、前項に規定する休業日に特定教育・保育を提供することがある。

4 当園は、非常災害その他急迫の事情があるときは、教育・保育の提供を行わないことがある。

(教育・保育の提供を行う時間)

第7条 教育・保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間(11時間)は、午前7時30分から午後6時30分の範囲内で、利用子どもの保護者が保育を必要とする時間とする。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間(8時間)は、午前9時から午後7時の範囲内で、利用子どもの保護者が保育を必要とする時間とする。

(3) 保護者の事情により保育時間延長を希望する場合は午前7時から受け入れることができる。また午後7時30分まで利用時間を延長することができる。但し別途延長保育料を徴収する。

| | |
|----------------|-------|
| 延長保育1回の利用料金 | 500円 |
| 延長保育月7回以上の利用料金 | 3500円 |

(利用者負担その他の費用等)

第8条 利用子どもの保護者は、保護者の居住する市町村が定める利用者負担をその居住する市町村に支払うものとする。

2 当園においては、市が定めた保育料以外に教育・保育に於いて必要な利用者負担額を徴収する。

| | | | |
|----------|------------|---------|------|
| 保護者会費 | 3,600円(年間) | 学校安全互助会 | 150円 |
| 園児服 | 3,200円 | 災害共済掛金 | 250円 |
| 園児用カラー帽子 | 850円 | 名前ゴム印 | 150円 |
| その他 | | | |

ただし、学校安全互助会、災害共済掛金は任意の加入
年度によって金額が変動することがある。

(利用定員)

第9条 利用定員は、次のとおりとする。

| 学年 | 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 | 4歳児以上 | 計 |
|----|-----|-----|-----|-----|-------|-----|
| 2号 | — | — | — | 15人 | 35人 | 50人 |
| 3号 | 10人 | 15人 | 15人 | — | — | 40人 |
| 合計 | 10人 | 15人 | 15人 | 15人 | 35人 | 90人 |

認可定員は90名

(利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項)

第10条 当園は、市が行った利用調整により当園の利用が決定されたときかつ保育の実施の委託を受けたときは、これに応じる。

2 教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、重要事項を記載した書面により、利用子どもの保護者とその内容を説明し確認する。

3 当園の利用子どもが次のいずれかに該当するときは、教育・保育の提供を終了するものとする。

(1) 子ども・子育て支援法第19条第1項第2号及び第3号に規定する小学校就学前子どもの区分に該当しなくなったとき。

(2) 利用子どもの保護者から当園の利用に係る取消しの申出があったとき。

(3) 市が当園の利用継続が不可能であると認めたとき。

(4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時等における対応方法)

第11条 当園の職員においては、教育・保育の提供を行っている利用子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該利用子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第12条 当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常

災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的な避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

(虐待の防止のための措置)

第13条 当園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、施設職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

(秘密保持)

第14条 当園の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 当園は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、利用子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用子どもの保護者の同意を得る。ただし、特段の理由がある場合もしくは別に定めのある場合は除く。

(苦情解決)

第15条 当園は、その提供した教育・保育に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

2 当園は、前項の苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 当園は、市、もしくは社会福祉サービス運営適正化委員会等から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 当園は、市、社会福祉サービス運営適正化委員会等からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を報告する。

(記録の整備)

第16条 当園は、特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完了の日から5年間保存する。

(1) 教育・保育の提供に当たっての計画

(2) 教育・保育に係る必要な事項の提供の記録

(3) 教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めた通知に係る記録

(4) 苦情の内容等の記録

(5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

附則

平成 27 年 4 月 1 日より施行

平成 29 年 9 月 1 日 職員の職種、員数及び職務の内容 5 条に(9)嘱託医を追記